

## 三軒茶屋駅前マルシェ

「世田谷みやげ」指定のお店や区と交流のある自治体が集まり、マルシェを開催します。

洋菓子、和菓子等を販売する11店舗が出店予定のほか、当日限定で「せたがやPay」のアプリを使用しポイント等がもらえるデジタルスタンプラリーも行います。

日12月2日(出)午前10時～午後4時

場世田谷線三軒茶屋駅前広場、八角堂(世田谷線三軒茶屋駅改札口そば)

備詳しくは、観光情報サイト「エンジョイ! SETAGAYA」(右記二次元コード)をご覧ください。



問(公財)世田谷区産業振興公社(世田谷まちなか観光交流協会事務局)  
☎3411-6715 FAX3412-2340

## ラグビー「リコーブラックラムズ東京」の-hostゲームにご招待します

対戦相手/クボタスピアーズ船橋・東京ベイ

日1月27日(出)午後1時キックオフ

場駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場

申12月31日午後6時までに、申込フォーム(後記二次元コードまたはHP<https://00m.in/v8dlz>)から申込み 抽選500組1000人

※抽選結果は当選者にのみ通知。



問スポーツ推進課 ☎5432-2742 FAX5432-3080

## COOL CHOICE(賢い選択)で冬期も省エネを

冬の省エネ対策で欠かせないのが「暖房によるエネルギー消費の削減」です。暖房使用時は、換気にも気をつけ、室温設定は20℃を目安とし、下向きに送風して扇風機等で空気を循環させると効果的です。

また、窓には床まで届く厚手のカーテンをつける、絨毯を敷く等、熱を逃がさない工夫をし、暖かく快適に暮らしましょう。

問環境・エネルギー施策推進課  
☎6432-7130 FAX6432-7981

## せたがや自治政策研究所 研究活動報告会「データで読み解くせたがや」

内容/①特別講演「社会空間分析でみる東京圏の中の世田谷区」

②せたがや自治政策研究所の研究発表

日1月24日(出)午後2時20分～5時

場教育総合センター(若林5-38-1)

講①浅川達人(早稲田大学人間科学学術院教授)

備手話通訳あり。保育可(1月9日までに要予約、先着5人)。

担当=政策研究・調査課

申1月19日までに、オンライン手続き、または電話、ファクシミリ(記入例3面)で  
せたがやコールへ 区HPQ 206707

## ノロウイルス食中毒にご注意ください

ノロウイルス食中毒は、冬場に多く発生します。生や加熱不十分な二枚貝のほか、ノロウイルスに感染した人が調理した食品等が原因となります。原因食品を食べてから、1～2日程度で吐き気、おう吐、下痢、腹痛、発熱等をおこします。

ノロウイルスを食品につけないために、トイレの後、調理の前、食事の前にはしっかり手を洗いましょう。二度洗いが効果的です。

また、ノロウイルスは、食品の中心部が85℃以上で90秒以上加熱すると死滅します。中心部までしっかり加熱して、ノロウイルス食中毒を防ぎましょう。

問世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2911 FAX5432-3054

## 交通ルールを守り、事故を防ぎましょう 12月1～7日はTOKYO交通安全キャンペーン

### ●歩行者も交通ルールを守り事故を防止

冬場は日暮れが早いので、外出時には明るく目立つ服装や、反射材の着用を心掛けましょう。道路横断の際は、横断歩道の近くでは横断歩道を通行する、信号機があるところでは信号に従う等、交通ルールを守り、安全確認を行いましょう。

### ●歩行者に配慮した安全運転を

夕暮れ時や夜間は歩行者の交通事故が多発します。車両は早めのライト点灯を心掛けましょう。

### ●飲酒運転等の危険運転は禁止です

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。「飲んだら乗らない。飲むなら乗らない」を徹底しましょう。自転車での飲酒運転も絶対にやめましょう。



### ●自転車も交通ルールを守りましょう

自転車は、道路交通法上は軽車両です。車道の左側通行、一時停止標識がある交差点での一時停止等の交通ルールを守りましょう。

また、歩道は歩行者が優先です。歩道を走行する場合は、歩行者に配慮し「危ない!」と思わせないように注意して徐行しましょう。

### ●二輪車のスピード出しすぎに注意

スピードの出しすぎは事故のもとです。特に交差点では歩行者や車両の右左折に注意して、安全運転を心掛けましょう。

### ●電動キックボードも交通ルールを守りましょう

走行には、ナンバープレートや保険加入が必要です。また、歩道の通行にはルールがあります。確認しましょう。

### ●違法駐車はやめましょう

短時間の駐車でも、きちんと駐車場を利用しましょう。



### 注意 「ながらスマホ」はやめましょう

自転車や電動キックボード等を運転しながらのスマートフォン操作は、低速であっても前方を見ない運転となり、周囲の歩行者・自転車や自動車への注意が遅れ、大事故を招く非常に危険な行為です。絶対にやめましょう。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996